

2012年8月6日 全23頁

いまさら人には聞けない 公開買付け（TOB）のQ&A

金融調査部 制度調査課
横山 淳

【要約】

- 本稿では、公開買付け（TOB）規制に関する基本的な事項をQ&A形式で紹介する。
- 具体的な項目としては、義務的公開買付けの趣旨、株券等所有割合、全部買付（勧誘）義務、公開買付けの主な規制、自己株式取得を公開買付けで行わなければならない場合などを取り上げた。

【目次】

- Q1：公開買付け（TOB）とは何か？
- Q2：義務的公開買付けの制度は、なぜ、必要なのか？
- Q3：公開買付け手続の大まかな流れはどのようになるのか？
- Q4：どのような場合に、義務的公開買付けを実施しなければならないのか？
- Q5：義務的公開買付けの対象となる、いわゆる「急速な買付け等」とは何か？
- Q6：義務的公開買付けのいわゆる1/3ルールにあてはまる場合であっても、例外的に義務的公開買付けが免除される場合（適用除外）はあるのか？
- Q7：いわゆる1/3ルールの考え方だが、1/3を超えるときには公開買付けが必要だが、一旦、超してしまえば、それから後の買付け等に公開買付けを実施する必要はないのか？
- Q8：株券等所有割合は、どのように計算するのか？
- Q9：株券等所有割合に合算される特別関係者の範囲は？
- Q10：公開買付けを実施する場合の主な規制は何があるか？
- Q11：全部買付（勧誘）義務とは何か？
- Q12：わが国の義務的公開買付けや全部買付義務は、EUとは大きく異なると聞いたが、どこ

が違うのか？

Q13：公開買付けの価格について、何らかの規制はあるのか？

Q14：公開買付けの期間について、何らかの規制はあるのか？

Q15：公開買付けを開始した後に、買付けの条件を変更することはできるか？

Q16：公開買付けに応募した株主は、その応募を撤回することはできるのか？

Q17：公開買付者は、公開買付けの開始後に、その公開買付けを撤回することはできるのか？

Q18：自己株式取得を公開買付けで行わなければならないのは、何%以上買い付ける場合か？

Q19：本来ならば、義務的公開買付けを行わなければならないにもかかわらず、公開買付けによらずに買収等を行った場合には、どのような制裁があるのか？ 違反して買い付けた株式であっても、有効に取得できるのか？

はじめに

昨今の大規模なM&A事案などを受けて、公開買付け（TOB）規制に対して、改めて関心が寄せられている。本稿では、寄せられた質問などを基に、わが国における公開買付け規制の基本をQ&A形式で解説する。

なお、わが国における公開買付け規制では、他社の株式を買い付けるもの（他社株公開買付け）と、自己株式を買い付けるもの（自己株公開買付け）が存在する。本稿では、特に断らない限り、他社株公開買付けを前提に説明する。なお、自己株公開買付けについては、Q18を参照されたい。

Q1：公開買付け（TOB）とは何か？

A1：不特定多数の者を対象に、公告等を通じて、保有する株券等を売却してくれるように呼びかけて、応じてくれた者の株券等を取引所外で買い付けるという金融商品取引法上の手続のことである。

公開買付けとは、不特定多数の者を対象に、公告等を通じて、その保有する株券等を売ってくれるように勧誘して、取引所外でそれらの株券等を買い付ける手続と言えるだろう（金融商品取引法27条の2第6項参照）。英語の take over bid の頭文字をとって「TOB」という略称で呼ばれることも多い。

金融商品取引法では、一定の大規模な株券等の買い集め行為に対して、公開買付けを実施することを義務付けている（義務的公開買付け、Q4参照）。また、公開買付けの実施に当たって、必要な情報の開示や、株主等に対して平等な対応を行うことなどの規制も設けられている（Q10参照）。

Q2：義務的公開買付けの制度は、なぜ、必要なのか？

A2：会社の支配権・経営権などに影響が生じるような大規模な株券等の買い集め行為が行われるに際して、情報の適切な開示と、株主間の平等（公平な売却機会）を確保するためである。

例えば、会社の支配権・経営権を巡って、市場外で短期間に大量の株式を買い集めようとする場合、特定の株主のみを優遇したり、不透明な取引が横行したりする危険性がある。そこで、金融商品取引法では、情報の適切な開示と、株主間の取扱いの平等（公平な売却機会）を確保するために、義務的公開買付けの制度を設けているのである¹。

Q3：公開買付け手続の大まかな流れはどのようになるのか？

A3：公開買付開始公告によって開始される。対象会社による意見表明などを経た後、期限を迎えると数量等が確定されて、決済が行われる。

わが国における公開買付け手続の大まかな流れは次のようになるだろう（Q10も参照）。

- ①公開買付開始公告
- ②公開買付届出書の提出
- ③公開買付説明書の交付
- ④対象会社による意見表明や公開買付者に対する質問（意見表明報告書）

¹ 池田唯一・大来志郎・町田行人『新しい公開買付制度と大量保有報告制度』（商事法務、2007年）p.27など。なお、松尾直彦『金融商品取引法』（商事法務、2011年）pp.198-199は、これらに加えて「手続の公正を図る」ことも趣旨の一つであるとしている。

- ⑤公開買付者による対象会社の質問に対する回答（対質問回答報告書）
- ⑥公開買付けの買付条件の変更など（変更公告、訂正届出書など）
- ⑦公開買付期間の満了と買付数量の確定
- ⑧公開買付結果公告
- ⑨公開買付報告書の提出
- ⑩株式・代金の決済

手続は、公開買付開始公告（情報開示）によって開始され、対象会社による意見表明などを経た後、期限を迎えると数量等が確定されて、決済が行われるという流れになる。

なお、ここで示したのはあくまでも概略である。実際には、例えば、買付条件が最後まで変更されないケースもあり、その場合には上記⑥は起こらないこととなる。また、途中で様々な事態（敵対的買収に対する買収防衛策の発動、競合する者による対抗公開買付けの開始など）が生じる場合もある。

Q 4 : どのような場合に、義務的公開買付けを実施しなければならないのか？

A 4 : 取引所金融商品市場外での買付け等で、①株券等所有割合が5%超となるもの（著しく少数の者からの買付け等を除く、いわゆる5%ルール）、②著しく少数の者からの買付行為で株券等所有割合が1/3超となるもの（いわゆる1/3ルール）などが定められている。

金融商品取引法上、公開買付けの実施が義務付けられるのは、原則として、株式について有価証券報告書を提出している会社（上場会社、株主数が一定以上の会社など）が、発行する株券等（株券、新株予約権付社債など）を、取引所金融商品市場外で買い付ける場合とされている（金融商品取引法27条の2第1項）。具体的には、原則、次の①～⑥のいずれかに該当する買付け等が義務的公開買付けの対象とされている（Q12も参照）。

- ①取引所金融商品市場外（注1）での買付け等で株券等所有割合が5%超となるもの（著しく少数の者からの買付け等を除く）
- ②取引所金融商品市場外（注1）での著しく少数の者からの買付行為で株券等所有割合が1/3超となるもの

- ③特定売買等（注2）による買付け等で株券等所有割合が1/3超となるもの
- ④取引所金融商品市場内外の取引を組み合わせた一連の取得行為（注3）により株券等所有割合が1/3超となるもの（いわゆる急速な買付け等）
- ⑤競合する買付者が公開買付けを実施している場合に行われる株券等所有割合が1/3超の者が行う一定の買付け等
- ⑥前記①～⑤に準ずるものとして政令で定めるもの（注4）

（注1）店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引を除く。現在、これに該当するものは存在しない。

（注2）「（取引所有価証券市場における有価証券の売買等のうち）競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等として内閣総理大臣が定めるもの」。金融庁告示によりToSTNet、J-NETなどの立会外取引が指定されている。

（注3）Q5参照。

（注4）具体的には、買付者とその実質基準に基づく特別関係者が行う株券等の取得を、買付者が行う株券等の取得とみなして、上記④を適用した場合に、これに該当することとなるものが定められている（金融商品取引法施行令7条7項）。

これらのうち、わが国における義務的公開買付け制度の骨格となっているのが、上記①（いわゆる公開買付け規制上の5%ルール）と②（いわゆる1/3ルール）である。③～⑥は、②（いわゆる1/3ルール）の補完や潜脱防止などのための規定（広義の1/3ルール）だと整理できるだろう。

なお、買付け等の相手方の数が「著しく少数」か否かによって、「5%」と「1/3」という大きく異なる二つの基準が設けられているのは、わが国の公開買付け制度の歴史的経緯から生じたものではないかと考えられる。即ち、1971年（昭和46年）の（旧）証券取引法改正により情報開示と公正手続の確保を主眼として米国型のモデルを導入した後、1990年（平成2年）改正により全部買付（勧誘）義務などを通じた残存株主（少数株主）の公正な価格での売却機会を重視するEU型のモデルが接ぎ木されたためである（Q12も参照）²。そのため、わが国の義務的公開買付けに関するルールは、国際的に見ても、独特の仕組みとなっているように思われる³。

なお、現在、上記①（いわゆる公開買付け規制上の5%ルール）の適用対象から一定のPTS（私設取引システム）における取引を除外する内容の金融商品取引法施行令等の改正案が金融庁から示されている（2012年10月施行予定）⁴。

² わが国における公開買付け制度の変遷等については、池田唯一・大来志郎・町田行人『新しい公開買付制度と大量保有報告制度』（商事法務、2007年）pp.242-254、松尾直彦『金融商品取引法』（商事法務、2011年）pp.196-197など参照。

³ 国際的な比較については、三井秀範「我が国の公開買付制度と欧州制度との比較」（『金融法務事情』No.1909、2010年11月10日号）p.58、松尾直彦『金融商品取引法』（商事法務、2011年）pp.195-196など参照。

⁴ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120626-1.html>）に掲載されている。拙稿「PTS取引に関するTOB規制の見直し案」（2012年7月10日付レポート）も参照（<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12071001securities.html>）。

Q 5 : 義務的公開買付けの対象となる、いわゆる「急速な買付け等」とは何か？

A 5 : 具体的には、3か月間に、全体で10%超相当、そのうち取引所金融商品市場外又は立会外取引において5%超相当の取得を行った結果、株券等所有割合が1/3超となるような買付け等のことである。

いわゆる「急速な買付け等」に対する規制は、実質的に一体でありながら、多様な取得手段（取引所内外における買付け、第三者割当など）を組み合わせることで、公開買付け規制の潜脱を図るような行為に対応するために導入されたものである⁵。

義務的公開買付けの対象となる、いわゆる「急速な買付け等」として、具体的には、次の①～③の要件をすべて満たす取得行為が指定されている（金融商品取引法27条の2第1項4号、同施行令7条2～3項）。

- ① 3か月間に、全体として株券等所有割合（Q8参照）で10%ポイント超相当の株券等の取得を取引所金融商品市場内外における買付け等や新規発行取得（注）によって行う。
- ② 上記①の取得のうち、取引所金融商品市場外又は立会外取引における買付け等が5%ポイント超相当含まれる。
- ③ 上記①②の取得の結果、株券等所有割合が1/3超となる。

（注）株券等の発行者が新たに発行する株券等の取得をいう。

例えば、AがB社の株式を、株券等所有割合28%から35%まで買い進めた場合を考えてみる。

AがB社株式を、取引所外での取引（相対取引など）や、取引所の立会外取引で買い進めるのであれば（以下、市場外）、義務的公開買付けを実施する必要がある（Q4参照）。しかし、AがB社の株式を、取引所の売買立会での取引（以下、市場内）で買い進めたのであれば、本来、義務的公開買付けを実施する必要はなく、公開買付け規制に違反しないということになる。

ところが、実は、Aは1か月前にも取引所外で大規模な取引を行い、株券等所有割合が20%から28%に増加していたとしよう（その後の7%ポイント相当は市場内）。この場合、Aの取得行為は「急速な買付け等」に該当し、この一連の取引全体（20%⇒28%⇒35%）について義務的公開買付けが必要であり、公開買付け規制違反と判断されることとなる⁶。

なぜならば、（これ以外に取引がないと仮定した場合でも）Aは3か月以内に全体として15%ポイント相当（>10%ポイント）のB社株式の取得を行い（上記①）、そのうち8%ポイント

⁵ 池田唯一・大来志郎・町田行人『新しい公開買付制度と大量保有報告制度』（商事法務、2007年）p.8参照。

⁶ 池田唯一・大来志郎・町田行人『新しい公開買付制度と大量保有報告制度』（商事法務、2007年）p.34参照。

相当（＞5%ポイント）を取引所外で買い付けた結果（上記②）、株券等所有割合が35%（＞1/3）に達したためである。

この「急速な買付け等」に対する規制の結果、大規模な買付け等を取引所金融商品市場外又は立会外取引で行うと、追加的な取得が3か月間、実質的に制約されることから、いわゆる（買収の）スピード調整として機能しているといわれている。

Q6：義務的公開買付けのいわゆる 1/3 ルールにあてはまる場合であっても、例外的に義務的公開買付けが免除される場合（適用除外）はあるのか？

A6：例えば、一定のグループ内での移転や、新株予約権（一定のライツ・オフリングを除く）の行使などについては、適用除外が認められている。

投資者保護などの観点から、規制の必要性の低いものについては、義務的公開買付けの適用除外とされている。具体的には、次のものが掲げられている（金融商品取引法 27 条の 2 第 1 項、同施行令 6 条の 2 第 1 項など）。

- ①新株予約権等の行使（注1）
- ②特別関係者（Q9参照）からの買付け等
- ③株式の割当てを受ける権利を行使することにより行う株券等の買付け等
- ④ETFなどの受益証券と現物株式との交換
- ⑤自己及び特別関係者で議決権を 1/2 超所有している会社の株券等の買付け等（買付後の株券等所有割合が 2/3 以上となる場合を除く）
- ⑥「兄弟会社」等からの買付け等
- ⑦企業グループで 1/3 超の議決権を所有する会社の株券等のグループ内での移動
- ⑧買付けの対象となる株券等の所有者が 25 名未満で、その全員が公開買付けを行わないことについて同意しているとき（買付けの対象とならない株券等が存在し、買付後の株券等所有割合が 2/3 以上となる場合は、買付けの対象とならない株券等の所有者による一定の同意手続（注2）が必要）
- ⑨担保権の実行
- ⑩事業譲受

- ⑪取得請求権付種類株式の取得請求権行使に伴う株券等の取得
- ⑫取得条項付種類株式・取得条項付新株予約権の取得条項の発動に伴う株券等の取得
- ⑬株券の売出しに応じて行う株券等の買付け等
- ⑭役員持株会、従業員持株会による買付け等で一定のもの
- ⑮有価証券報告書提出義務のある発行者のうち会社以外の者が発行する株券等の買付け等
- ⑯証券取引決済の未了に伴う一定の買付け

(注1) 一定のコミットメント型ライツ・オファリングによる新株予約権を除く。

(注2) 具体的には、次のイ、ロのいずれかが必要。

イ 買付けの対象とならない株券等についての種類株主総会の決議

ロ 買付けの対象とならない株券等の所有者が25名未満で、その全員が書面で同意

これらは、大きく、(a)株券等所有割合の計算上(Q8参照)、既に潜在的な議決権数として考慮されているもの(①、③、④、⑪、⑫)、(b)一定のグループ内・関係者間での移転であるもの(②、⑤、⑥、⑦)、(c)所有者が少数で同意がなされているもの(⑧)などに分類できるだろう⁷。

Q7：いわゆる1/3ルールを考え方だが、1/3を超えるときには公開買付けが必要だが、一旦、超してしまえば、それから後の買付け等に公開買付けを実施する必要はないのか？

A7：1/3を超えた後の追加的な買付け等であっても、適用除外が認められるケースに当てはまらない限り、公開買付けを実施する必要がある。

いわゆる1/3ルールでは、買い付けた後の株券等所有割合が1/3を超える場合に、義務的公開買付けの実施を求めている⁸(金融商品取引法27条の2第1項2号)。買い付ける前の株券等所有割合については、特段の定めは設けられていない。つまり、義務的公開買付けは、株券等所有割合が1/3以下の者が、新たに株式等を買集めることで1/3超となる場合だけではなく、既に株券等所有割合が1/3超の者が、新たに追加的な買付け等を行う場合についても、必要となるものと解されている⁹。

例えば、取引所金融商品市場外での株式の買付行為により、株券等所有割合が20%から35%

⁷ 適用除外類型の分類については、松尾直彦『金融商品取引法』(商事法務、2011年)pp.218-222など参照。

⁸ 広義の1/3ルールについても、競合する買付者が公開買付けを実施している場合についての規制(金融商品取引法27条の2第1項5号)だけは、既に株券等所有割合が1/3を超えている者の行為が対象とされているが、それ以外(同3、4、6号)は、いずれも買付後の株券等所有割合が問題となっている。

⁹ 松尾直彦『金融商品取引法』(商事法務、2011年)p.213参照。

になる場合だけでなく、株券等所有割合が 35%から 45%になる場合も、適用除外が認められるケース（Q 6 参照）に該当しない限り、義務的公開買付けが必要だと考えられる。

なお、この問題については、Q 12 も参照されたい。

Q 8 : 株券等所有割合は、どのように計算するのか？

A 8 : 基本的に議決権ベースで計算するが、①買付者だけでなく、買付者と一定の関係にある特別関係者が有する議決権も分子に加算される、②買付者及び特別関係者の潜在議決権数も分子・分母に加算される、といった特徴がある。

義務的公開買付けを判断する基準となる「株券等所有割合」は、原則、次の算式で計算されることとなる（金融商品取引法 27 条の 2 第 8 項参照）。

$$\text{株券等所有割合} = \frac{\begin{array}{l} \text{買付者が所有する株券等の議決} \\ \text{権数(潜在株式分の潜在議決権数} \\ \text{を含む)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{特別関係者(注)が所有する株} \\ \text{券等の議決権数(潜在株式分の} \\ \text{潜在議決権数を含む)} \end{array}}{\text{総議決権数} + \text{買付者・特別関係者の所有する潜在株式分の潜在議決権数}}$$

(注) 特別関係者とは、買付者との間で一定の親族関係や資本関係など特別の関係にある者（形式基準）及び買付者との間で共同して対象株券等の取得、議決権の行使などに合意している者（実質基準）をいう（金融商品取引法 27 条の 2 第 7 項など）。Q 9 参照。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

基本的に議決権数をベースに計算されることとなるが、次の点に特徴がある。

- ①分子には、買付者が有するものだけでなく、買付者と一定の関係にある特別関係者（Q 9 参照）の有する議決権数も加算される。
- ②現実の議決権数だけでなく、買付者及び特別関係者が有する潜在議決権数（例えば、新株予約権（注）など）も分子・分母に加算される。

(注) 一定のコミットメント型ライツ・オフリングによる新株予約権については、その潜在議決権数をゼロと計算するものとされている（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下、他社株公開買付府令）8 条 3 項）。

Q 9 : 株券等所有割合に合算される特別関係者の範囲は？

A 9 : 一定の親族関係（配偶者、一親等内の血族・姻族）や一定の資本関係（議決権の 20%以上）にある者などのほか、共同して対象株券等の取得・譲渡・議決権行使などを合意している者も含まれる。

株券等所有割合の計算に当たっては、買付者本人だけではなく、買付者と密接な関係を有する一定の者の所有分も合算することとされている（Q 8 参照）。これらの買付者と密接な関係を有する者のことを「特別関係者」という。具体的な「特別関係者」の範囲は、次のように定められている（金融商品取引法施行令 9 条）。

①株式の所有関係、親族関係その他の特別の関係にある者。具体的には次の者

【買付者が個人の場合】

- 買付者の親族（配偶者、一親等内の血族・姻族）
- 買付者と特別資本関係（議決権の 20%以上（注1）を所有）にある法人等及びその役員（取締役、執行役、会計参与、監査役（注2））

【買付者が法人等の場合】

- 買付者の役員
- 買付者が特別資本関係にある法人等及びその役員
- 買付者に対して特別資本関係にある個人、法人等、その法人等の役員

②買付者との間で、共同して対象株券等の取得・譲渡、議決権その他の権利の行使、買付後の相互の株券等の譲渡・譲受を合意している者

（注1）被支配法人等（議決権の 50%超を所有）を通じた間接保有分を含む。

（注2）理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。

（注3）小規模所有分（内国法人の発行する株券等の場合、原則、議決権の 0.1%以下）については適用除外が認められる（他社株公開買付府令 3 条 2 項）。

①は、一定の親族関係や資本関係にあるものを形式的に「特別関係者」として定めている。
②は、形式的に①の要件に当てはまらない者であっても、実態として買付者と共同して議決権行使等を行うことに合意している者も「特別関係者」に含まれることを定めている。

Q10：公開買付けを実施する場合の主な規制は何があるか？

A10：大きく分けて、開示に関する規制（公開買付開始公告、公開買付届出書、意見表明報告書など）と手続に関する規制（別途買付けの禁止、買付条件変更の制約、公開買付け撤回の原則禁止など）がある。

わが国における公開買付けを実施する場合の主な規制としては、大きく開示に関する規制と手続に関する規制がある。開示に関する主な規制としては、次のものがある。

図表 1 公開買付けの開示に関する主な規制

事項	概要
公開買付開始公告	◇義務的公開買付けを行わなければならない者は、その目的、買付価格、買付予定株式数、買付期間などを公告する（金融商品取引法 27 条の 3 第 1 項）。
公開買付届出書	◇公開買付者は、公開買付開始公告日に、公開買付届出書を提出する（同 27 条の 3 第 2 項）。 ◇提出がなければ勧誘行為等は禁止（同 27 条の 3 第 3 項）。
公開買付説明書	◇公開買付者は、買付け等を行う場合、応募株主等に対して、予め又は同時に公開買付説明書を交付する（同 27 条の 9）。
意見表明報告書	◇対象会社は、公開買付開始公告日から 10 営業日以内に意見表明報告書（公開買付けに関する意見の内容・根拠・理由、公開買付者に対する質問、買収防衛策の発動予定の有無など）を提出する（同 27 条の 10 第 1、2 項）。
対質問回答報告書	◇公開買付者は、質問が記載された意見表明報告書（写し）の送付を受けた日から 5 営業日以内に質問に対する回答等を記載した書類を提出（同 27 条の 10 第 11 項）。
公開買付結果公告	◇公開買付者は、公開買付期間末日の翌日に公開買付けの結果を公告・公表する（同 27 条の 13 第 1 項）。
公開買付報告書	◇公開買付者は、公開買付結果公告日に公開買付報告書を提出する（同 27 条の 13 第 2 項）。
買付通知書	◇公開買付者は、公開買付期間終了後、遅滞なく、買付通知書（買付数、価格、代金など）を応募株主等に送付する（金融商品取引法施行令 8 条 5 項 1 号）。

（注）上記のほかにも、変更公告（金融商品取引法 27 条の 6）、訂正公告（同 27 条の 7）、訂正届出書（同 27 条の 8）、撤回公告・撤回届出書（同 27 条の 11 第 2、3 項）などがある。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

手続に関する主な規制としては、次のものがある。

図表2 公開買付けの手続に関する主な規制

事項	概要
買付数量に関する規制	<p>◇原則、応募のあったものを全て買い付ける（金融商品取引法27条の13第4項）。</p> <p>◇応募のあったもののうち一定の数量までしか買い付けないとする場合（部分買付け）などは、公開買付開始公告等において、その条件を明示する（同前）。</p> <p>◇部分買付けの場合は、あん分比例方式によって処理する（金融商品取引法27条の13第5項）。</p> <p>◇一定の場合には、部分買付けは認められない（全部買付義務、Q11参照）。</p>
買付価格の均一原則	◇買付価格は均一の条件によらなければならない（Q13参照）。
買付期間に関する規制	◇原則、20営業日以上60営業日以内（Q14参照）。
別途買付けの禁止	◇公開買付者やその一定の関係者が、公開買付期間中、公開買付けによらない買付け等を行うことは、原則、禁止（同27条の5）。
買付条件の変更に関する規制	<p>◇応募株主等に不利となる変更は、原則、禁止（Q15参照）。</p> <p>◇それ以外の変更も、開示手続（変更公告、訂正届出書）と周知・熟慮期間の確保が必要（Q15参照）。</p>
公開買付け撤回の原則禁止	◇一旦、開始した公開買付けを撤回することは、原則、禁止（Q17参照）。
決済	◇公開買付者は、公開買付期間終了後、遅滞なく、受渡し・決済を行う（金融商品取引法施行令8条5項2号）。

（注）上記のほかにも、例えば、公開買付事務取扱者の設置（金融商品取引法27条の2第4項）、有価証券をもって対価とする買付け等（いわゆるエクステンジ・オファー）における有価証券届出書等の提出（同27条の4）などがある。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

Q11：全部買付（勧誘）義務とは何か？

A11：買付者に、部分的買付けを認めず、応募のあった株券等を全て買い取ることを義務付ける規制のことである（全部買付義務）。

わが国では、公開買付け後の株券等所有割合が 2/3 以上となる場合に課されている。なお、このとき、種類株式や新株予約権など複数の株券等が存在する場合には、原則、そのすべてを対象として公開買付けを行わなければならない（全部勧誘義務）。

本来、公開買付けでは、応募数の多寡を問わず、応募のあった株券等の全部を買い取ることが大原則である（金融商品取引法 27 条の 13 第 4 項）。ただし、あらかじめ公開買付開始公告及び公開買付届出書に明示することで、その公開買付けにおいて買い付ける予定の株式数（買付予定株式数）に関して、次のような条件を設定することが認められる（同）。

- ①応募のあった株式等の数が、一定の数に満たない場合は、全部の買付け等を行わない。
- ②応募のあった株式等の数が、一定の数を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わない。

①は、応募が、一定の数に達しない場合は、一切、株式等の買付け等を行わないというものである。いわば公開買付けが成立するための下限を設定して、応募がそれに満たない場合は、公開買付けを不成立とするものである。

②は、逆に、応募が、どれだけ多数であったとしても、一定の数までしか買付け等を行わないというものである（部分的買付け）。このとき、各応募者から買い付ける数量は、「あん分比例方式」によって処理することと定められている（金融商品取引法 27 条の 13 第 5 項、他社株公開買付府令 32 条）。

このうち、①については、特段、条件を設定するための要件は定められていない。つまり、公開買付者は、その目的に合わせて自由に条件を設定する（あるいは設定しない）ことができる。それに対して、②については、公開買付け後に予定される株券等所有割合が 2/3 未満である場合にしか認められない（金融商品取引法 27 条の 13 第 4 項、金融商品取引法施行令 14 条の 2 の 2）。言い換えれば、公開買付け後に予定される株券等所有割合が 2/3 以上となる場合には、部分的買付けは許されないこととなる。これを「全部買付義務」と呼んでいる。

なお、公開買付け後に予定される株券等所有割合が 2/3 以上となる場合において、対象会社が、種類株式や新株予約権など複数の異なる株券等を発行しているときは、原則、そのすべてを対象に公開買付けを行わなければならない（金融商品取引法施行令 8 条 5 項 3 号、他社株公開買付府令 5 条 5 項）。これを「全部勧誘義務」と呼んでいる。

つまり、公開買付け後に予定される株券等所有割合が 2/3 未満となる場合であれば、対象会社の、例えば、普通株のみを公開買付けの対象とすることができる。しかし、2/3 以上となる場合は、原則、普通株以外の種類株式や新株予約権なども（もしあれば）全部を対象として公開買付けを行わなければならないとされている。例外的に、公開買付けの対象としないことがで

きるのは、次の場合である（他社株公開買付府令5条3項）。

- a. 公開買付けの対象とならないことについて、種類株主総会決議による同意がある場合
- b. 所有者が25名未満であり、かつ、公開買付けの対象とならないことについて全員が同意する書面を提出している場合

わが国において、全部買付義務、全部勧誘義務の課される基準が「2/3」とされているのは、おそらく会社法上の株主総会における特別決議の要件（会社法309条2項）が念頭にあるものと思われる¹⁰。つまり、議決権の「2/3」を支配できれば、理論上、株主総会の特別決議を強行して実施することができるようになり、残存する少数株主を締め出す（スクイーズ・アウト）ことが可能となる。そのため、全ての株主に公正な価格で売却する機会を確保しなければならないということであろう（Q13も参照）。

Q12：わが国の義務的公開買付けや全部買付義務は、EUとは大きく異なると聞いたが、どこが違うのか？

A12：EUでは、義務的公開買付けと全部買付義務は、原則、ワンセットと考えられている。また、義務的公開買付けが必要とされるタイミングに対する考え方も異なっている。

EU主要国においても、例えば、英国やドイツでは、義務的公開買付けが必要となる基準としては「30%」を採用している¹¹。わが国では、多数の者から買付け等の場合は「5%」という基準が設定されているとはいえ（Q4参照）、M&Aの局面で問題になることが多い「1/3ルール」との比較では、それほど大きく異なる水準に設定されているわけではない。

しかし、EU主要国の規制においては、義務的公開買付けとワンセットで全部買付（勧誘）義務が定められている¹²。つまり、原則、全部買付義務も「30%」で発動することとなり、わが国の「2/3」基準とは大きく異なっている。

¹⁰ 金融庁「提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方」（2006年12月13日）No.84参照。なお、金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20061213-1/01.pdf>）に掲載されている。

¹¹ 英国 The Takeover Code（テイクオーバー・コード）9.1、ドイツ Wertpapiererwerbs- und Übernahmegesetz（有価証券の取得及び買付けに関する法律）29、35条。

¹² EU公開買付指令（Directive 2004/25/EC of the European Parliament and of the Council of 21 April 2004 on takeover bids）5条など。三井秀範「我が国の公開買付制度と欧州制度との比較」（『金融法務事情』No.1909、2010年11月10日号）p.57も参照。

また、義務的公開買付けが実施されるタイミングについての考え方にも大きな違いがある。つまり、わが国では支配権等の取得を目指す買付け等そのものが義務的公開買付けの対象となる。それに対して、EUでは支配権等を取得し終わった者に対して、（全部買付義務を伴う）義務的公開買付けを行うことを求めている¹³。

例えば、わが国では、10%相当の株式を所有している者が、他の大株主から30%相当の株式を取引所外で譲り受けようという場合、その買付け自体を公開買付けとして実施する必要がある。ただし、買付予定株式数が40%程度（=10%+30%）にとどまるのであれば、全部買付義務が課されることはない。

それに対して、EUの場合、前記の株式の譲り受け自体は、公開買付けを行う必要はない。しかし、その譲り受け後、全部買付義務を伴う公開買付けを実施することが求められることとなる。

図表3 義務的公開買付けと全部買付義務の考え方

【日本】

比率の変動	公開買付けの要否	全部買付義務の有無
X%⇒5%以下	不要	—
X%⇒5%超	(市場内) 不要 (市場外かつ著しく少数) 不要 (市場外かつ多数) 必要	— — 全部買付義務なし
X%⇒1/3超	(市場内) 不要 (市場外) 必要	— 全部買付義務なし
X% (過半数) ⇒2/3未滿	不要	—
X%⇒2/3以上	(市場内) 不要 (市場外) 必要	— 全部買付義務あり

【EU (英国、ドイツなど)】

比率の変動	公開買付けの要否	全部買付義務の有無
X%⇒30%未滿	不要	—
X%⇒30%以上	<u>その取引自体は不要</u> その取引後、公開買付けを実施	— 全部買付義務あり

(注1) 「X%」は、買付前の比率を意味する。なお、「X% (過半数)」とは、買付前に既に議決権の過半数を支配していることを意味している (Q6⑤参照)。

(注2) 対象会社は普通株式のみを発行しており、優先株式、ワラント、CBなどはないものと仮定している。

(注3) 買付者に特別関係者などはないものと仮定している。

(注4) 概略を示したものであり、実際には特例措置や例外措置などが存在している。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

¹³ 三井秀範「我が国の公開買付制度と欧州制度との比較」(『金融法務事情』No.1909、2010年11月10日号) pp.56-57 参照。

わが国では支配権の移動を巡る取引そのものに一般株主が関与できることを要求しているのに対して、EUは支配権が移動した後に、残った少数株主に対して公正な価格での売却（退出）機会を確保することを要求していると整理できるように思われる¹⁴。

私見だが、残存株主（少数株主）の保護という観点からは、義務的公開買付けには、原則として、常に全部買付（勧誘）義務が伴うEUの規制の方が、より一貫性のある規制であるように思われる。言い換えれば、わが国の規制は、残存株主（少数株主）の保護として不徹底な面があることは否定できないように思われる。

Q13：公開買付けの価格について、何らかの規制はあるのか？

A13：買付価格は均一の条件によることが義務付けられている。ただし、買付価格の具体的な水準については、特段の規制は設けられていない。

公開買付けの買付価格については、「均一の条件によらなければならない」と定められている（金融商品取引法27条の2第3項）。これは、公開買付けに応募する株主等を公平、平等に取り扱うことを求める趣旨であると考えられる¹⁵。

なお、ここでいう均一の条件とは、例えば、普通株と優先株など異なる種類の株券等を同時に買付けの対象とする場合について、全て形式的に同一の価格とすることまで要求するものではないと考えられる。このような場合には、実質的な経済的価値が均一となるように種類株の経済的価値などに応じて異なる価格を設定することも許容されるものと解されている¹⁶。

他方、公開買付けの価格の具体的な水準については、法令上、特段の規制は設けられていない。つまり、公開買付けに当たって、市場価格に大幅なプレミアムをつけることも、大幅なディスカウントを行うことも、「均一の条件」を満たす限り許されることとなる。

この点、EUにおいて、義務的公開買付けの場合、買付者による過去一定期間内での最高取引価格以上でなければならないという規制（最低価格規制）が設けられている点と大きく異なっているといえるだろう¹⁷。

¹⁴ 三井秀範「我が国の公開買付制度と欧州制度との比較」（『金融法務事情』No.1909、2010年11月10日号）pp.58-59 参照。

¹⁵ 松尾直彦『金融商品取引法』（商事法務、2011年）p.225 参照。

¹⁶ 池田唯一・大来志郎・町田行人『新しい公開買付制度と大量保有報告制度』（商事法務、2007年）p.65、松尾直彦『金融商品取引法』（商事法務、2011年）p.225 など参照。

¹⁷ EU公開買付指令5条1、4項など。三井秀範「我が国の公開買付制度と欧州制度との比較」（『金融法務事情』No.1909、2010年11月10日号）p.57 も参照。

Q14：公開買付けの期間について、何らかの規制はあるのか？

A14：原則、最短 20 営業日、最長 60 営業日とされている。

公開買付けの期間は、原則、公開買付開始公告を行った日から起算して 20 営業日以上、60 営業日以内とするものと定められている（金融商品取引法施行令 8 条 1 項）。ただし、次のような例外がある。

まず、公開買付けの最短期間については、公開買付けの対象会社による公開買付期間の延長請求の問題がある。即ち、公開買付期間が 30 営業日未満である場合、公開買付けの対象会社が、その意見表明報告書において公開買付期間の延長を請求すれば、公開買付期間は 30 営業日に延長されることとなる（金融商品取引法 27 条の 10 第 3 項、同施行令 9 条の 3 第 6 項）。従って、対象会社が反対する公開買付け（いわゆる敵対的 TOB）の場合、実質的な最短期間は 30 営業日として運用されるものと思われる。

公開買付けの最長期間については、買付条件の変更が行われた場合や、いわゆる対抗公開買付けが行われた場合に、株主・投資者の周知・熟慮期間の確保のための延長がなされた結果、期間の合計が 60 営業日を超える場合がある（Q15 参照）。

Q15：公開買付けを開始した後に、買付けの条件を変更することはできるか？

A15：応募株主に不利となる条件変更（価格の引下げ、買付数量の減少、期間の短縮など）は、原則、許されない。それ以外の条件変更であれば、情報の開示と、株主・投資者の周知・熟慮期間の確保を要件に認められる。

公開買付けにおいて、次のような買付条件の変更を行うことは、原則として禁止されている（金融商品取引法 27 条の 6 第 1 項、同施行令 13 条 2 項）。これは、応募株主に不利となるような条件変更を禁止する趣旨と説明されている¹⁸。

¹⁸ 池田唯一・大来志郎・町田行人『新しい公開買付制度と大量保有報告制度』（商事法務、2007 年）p.75 参照。

図表4 禁止される公開買付けの条件変更とその例外

禁止される条件変更	例外として変更が認められる場合
①買付け等の価格の引下げ	次の a かつ b に該当する場合は変更可能 a. 予め公開買付開始公告等において、下記 b. の場合には買付価格を一定の基準に従い引き下げる旨を明記している b. 公開買付けの対象会社が公開買付期間中に株式分割、投資口分割、株主に対する株式又は新株予約権の無償割当を行った
②買付予定の株券等の数の減少	—
③買付け等の期間の短縮	—
④買付予定株式数の下限を定めている場合における、その下限の数の引上げ	次のいずれかの場合は変更可能 ◇公開買付開始公告後にいわゆる対抗公開買付けが開始された場合 ◇競合する公開買付者が買付予定株式数を増加させた場合
⑤60 営業日を超えた公開買付期間の延長	次の場合は変更可能 ◇買付条件の変更などに伴い周知・熟慮期間（10 営業日）を確保しなければならない場合 ◇対抗公開買付者の出現又は買付期間延長に伴い、（対抗公開買付者の）買付期間の末日まで延長する場合
⑥買付け等の対価の種類の変更	応募株主の選択肢を増やす場合は可能
⑦公開買付けの撤回条件の変更	—

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

これら以外の買付条件の変更であれば、情報の開示と、株主・投資者の周知・熟慮期間の確保を要件に認められる。具体的には、次のような手続が求められる（金融商品取引法 27 条の 6 第 2 項、27 条の 8 第 2、8 項、同施行令 9 条の 3 第 1 項、他社株公開買付府令 22 条 2 項）。

- ◇次のいずれかの手続による変更内容等の公告
 - EDINET を使用した「電子公告」による方法
 - 2 以上（全国紙なら 1 以上）の日刊新聞紙に掲載して行う方法
- ◇訂正届出書の提出
- ◇（公開買付期間の残りが 10 営業日を切っている場合）周知期間として 10 営業日を確保するための公開買付期間の延長

Q16：公開買付けに応募した株主は、その応募を撤回することはできるのか？

A16：公開買付期間中であれば可能である。

株主が、先行する公開買付けに既に応募していたところ、別の買収者がより高い買付価格での対抗公開買付けを開始した。このとき、この株主は、先行する公開買付けへの応募を取りやめて、より高い買付価格の対抗公開買付けに応募し直すことができるか、という問題がある。

金融商品取引法上、応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも契約の解除、つまり応募の撤回をすることができると定められている（金融商品取引法 27 条の 12 第 1 項）。

また、契約の解除（応募の撤回）について、公開買付者は株主等に対して損害賠償や違約金の支払いを請求することは認められない（金融商品取引法 27 条の 12 第 3 項）。加えて、応募株券等を金融商品取引業者等・銀行等に管理させているときは、その返還に要する費用も公開買付者の負担とされている（同前）。

なお、応募株主等が、契約を解除（応募を撤回）する具体的な方法については、金融商品取引法上、決まった手続は定められていない。ただ、公開買付者は、公開買付開始公告等において「契約の解除を行う旨の書面を公開買付者が指定した者に交付し、又は送付する」ことを手続として定めることができる（金融商品取引法 27 条の 12 第 2 項、同施行令 14 条の 2）。つまり、応募を撤回する場合、公開買付者が指定した金融機関などに書面を提出するように応募株主等に求めることができるということである。この場合、契約の解除（応募の撤回）の効力は、その書面が指定された者に交付され、又は到達した時に発生するとされている（同前）。

Q17：公開買付者は、公開買付けの開始後に、その公開買付けを撤回することはできるのか？

A17：原則、撤回は認められない。ただし、対象会社（又はその子会社）について破産手続等の開始、免許の取消し、買収防衛策の発動など（ただし、予め撤回する旨の開示を行っていることが要件）や、買付者自身について破産手続等の開始などの重要な事情変更が生じた場合は、例外的に撤回が認められる。

応募株主等による応募の撤回（契約の解除）と異なり、公開買付者については、一旦、公開買付けを開始した以上、原則、その撤回は許されない（金融商品取引法 27 条の 11 第 1 項）。公開買付者が恣意的に公開買付けを撤回できるとすれば、その公開買付けに応じようとする株

主・投資者に不測の損害を及ぼし、市場を混乱させるほか、不公正取引に悪用される危険性もあるためである¹⁹。

しかし、公開買付けの撤回を一律に禁止した場合、今度は逆に、公開買付者の側に、過大なリスクが生じる可能性がある。そこで金融商品取引法では、一定の重要な事情変更が生じた場合に限り、例外的に公開買付けの撤回を認めることとしている。（金融商品取引法 27 条の 11 第 1 項）。撤回が認められる重要な事情変更は、大きく①対象会社（又はその子会社）に係わる事情と、②公開買付者自身に係わる事情に分類される（同前）。

対象会社（又はその子会社）に係わる事情としては、(a)対象会社の継続性が実質的に維持されなくなるような事実が業務執行機関により決定されたこと（合併、解散、破産手続等の開始の申立てなど）、(b)同様の事実が発生したこと（免許の取消し、手形・小切手の不渡り等、株券の上場廃止処分など）、(c)いわゆる買収防衛策の発動又は不解除、(d)株券等の取得に関する行政庁の不許可等などが具体的に列挙されている（金融商品取引法施行令 14 条 1 項）。もっとも、これらの事項に形式的に該当する「事情」が生じたとしても、公開買付けに及ぼす影響が軽微なものについては、公開買付けの撤回は認められないものとされている（他社株公開買付府令第 26 条）。加えて、これらの事情が生じたことを理由に公開買付けを撤回するためには、予め公開買付開始公告及び公開買付届出書において、撤回条件を開示していることが要件とされている。

公開買付者自身に係わる事情としては、死亡、解散、破産手続等の開始決定、手形・小切手の不渡り等といった、そもそも公開買付けの継続が困難となるような事項が列挙されている（金融商品取引法施行令 14 条 2 項）。これらの公開買付者自身に係わる事項に基づく撤回については、予め公開買付開始公告等において明示されていなくても認められる。

Q18：自己株式取得を公開買付けで行わなければならないのは、何%以上買い付ける場合か？

A18：他社の株式を取得する場合と異なり、自己株式取得の義務的公開買付けについては、数値基準は設けられていない。

内国会社の場合、①市場買付け、②株主総会の特別決議に基づく特定株主からの買付け、③単元未満株式の買取請求などに当てはまらなければ、公開買付けにより自己株式取得を行う必要がある。

内国上場会社自身が、その発行する株式（自己株式）を取得する場合、金融商品取引法上、次のいずれかの方法で行うことが義務付けられている（金融商品取引法 27 条の 22 の 2 第 1 項、

¹⁹ 池田唯一・大来志郎・町田行人『新しい公開買付制度と大量保有報告制度』（商事法務、2007年）p.80、松尾直彦『金融商品取引法』（商事法務、2011年）p.233など参照。

同施行令 14 条の 3 の 2)。

- ①市場買付け（注1）
- ②会社法の規定に基づく、株主総会の特別決議に基づく特定株主からの買付け（会社法 160 条 1 項）
- ③単元未満株式の買取請求など会社法 156 条 1 項の適用を受けない取得手続（注2）
- ④公開買付け

（注1）取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における取引。

（注2）会社法上、認められた特別な自己株式取得手続のこと。単元未満株式の買取請求のほかには、例えば、取得条項付種類株式の取得事由の発生、取得請求権付種類株式の取得請求、全部取得条項付種類株式の株主総会特別決議に基づく取得、合併等による承継、無償取得、反対株主の株式買取請求などがある（会社法 160 条 2 項、155 条 1、2、4～13 号、会社法施行規則 27 条）。

つまり、上場会社の自己株式取得は、市場買付けや会社法上の特別な手続（株主総会特別決議に基づく特定株主からの買付け、単元未満株式の買取請求など）による場合を除き、公開買付けの実施が義務付けられることとなる。他社の株式を買い付ける場合と異なり、数量基準（例えば、いわゆる 1/3 ルールなど）は設けられていない。そのため、理論上、1 株の取得であっても、上記①～③に当てはまらなければ、公開買付けが義務付けられることとなる。

Q19：本来ならば、義務的公開買付けを行わなければならないにもかかわらず、公開買付けによらずに買取等を行った場合には、どのような制裁があるのか？ 違反して買い付けた株式であっても、有効に取得できるのか？

A19：公開買付開始公告の不実施として、懲役刑、罰金刑といった刑事罰の対象となり得る。また、課徴金の対象となる場合もある。

もともと、違反した株式の買付けそのものの有効性については明確ではなく、取得自体は有効だと解される余地がある。そのため、会社法改正によって、違反者の議決権行使を差し止める制度を創設することが検討されている。

(1) 刑事罰

本来ならば、義務的公開買付けを行わなければならないにもかかわらず、公開買付けによらずに買取等を行う行為は、金融商品取引法上、いわゆる買取ルールの違反としてではなく、開

示義務違反の一種として位置付けられているものと考えられる。

具体的には、公開買付開始公告の不実施として、刑事罰（「**5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する**」）の対象となり得るものと考えられる（金融商品取引法197条の2第4号）。

なお、公開買付けに関する開示義務違反や手続違反に関しては、その他にも、公開買付開始公告の虚偽記載（金融商品取引法197条1項2号）、公開買付届出書等の虚偽記載（同197条1項3号）、公開買付届出書の不提出（同197条の2第5号）、公開買付届出書提出前勧誘等の禁止違反（同197条の2第3号）、別途買付けの禁止違反、買付予定株式数を超える場合のあん分比例方式による受渡し等の決済義務違反（同200条3号）などについて刑事罰が定められている。

(2) 両罰規定

上記(1)の公開買付開始公告の不実施に対しては、いわゆる両罰規定も設けられている。

両罰規定とは、法人等の代表者・代理人・使用人などが、その法人等の業務・財産に関して違反行為（ここでは公開買付開始公告の不実施）を行ったときに、違反者だけではなく、その違反者が代表者・代理人・使用人などとなっている法人等に対しても罰金刑を科すという規定のことである。

具体的には、法人等の代表者・代理人・使用人などが、その法人等の業務・財産に関して公開買付開始公告の不実施や公開買付届出書の不提出を行った場合、その違反者に上記(1)の刑事罰が科されるだけでなく、その所属している法人等に対しても「**5億円以下の罰金刑**」を科すこととされている（金融商品取引法207条1項2号）。

(3) 課徴金

義務的公開買付けを行わなければならないにもかかわらず、公開買付開始公告を行わないで、株券等の買付け等を行った場合は、課徴金の対象にもなり得る。実際に、この理由により課徴金納付命令が決定された事案も存在している²⁰。

具体的な課徴金の算定方法の概要は次の通りである（金融商品取引法172条の5）。

課徴金の額	=	買付価格	×	買付数量	×	0.25
-------	---	------	---	------	---	------

²⁰ 金融庁2009年11月25日付課徴金納付命令決定（平成21（判21））参照。

ここでの課徴金の水準については、義務的公開買付けを行わないことによって、本来であれば公開買付けを成功させるために必要となる「プレミアム（平均 25%程度）を払わないことになる点に着目して、買付総額の 25%とされている」²¹と説明されている。

(4) 違反して買い付けた株式の取得の有効性

金融商品取引法上の公開買付規制に違反して株式を取得した者は、前述のように刑事罰や課徴金といった制裁の対象となる。しかし、違反して買い付けた株式について、その譲渡等の有効性を否定できるか否か（無効とできるか否か）は、明確ではない²²。つまり、違反者が、（刑事罰や課徴金などの制裁を受けるとしても）違反行為によって買い付けた株式を有効に取得し、その議決権行使などを通じて対象会社を支配することも生じ得ると解されている。

こうした問題を踏まえて、現在、会社法を改正し、金融商品取引法上の一定の公開買付け規制に違反して株式を取得した者による議決権行使を、他の株主が差し止めることができる制度を創設することが検討されている²³。

²¹ 松尾直彦『金融商品取引法』（商事法務、2011年）p.252 など参照。

²² 三井秀範「金融・資本市場の視点から重要と考えられる論点」（法制審議会会社法制部会第3回会議（平成22年6月23日開催）参考資料14、<http://www.moj.go.jp/content/000049415.pdf>）p.3、渡辺宏之「TOBルールをめぐる欧州からの『示唆』（『S F J 金融・資本市場研究第1号』（2010年4月））p.70 など参照。

²³ 「会社法制の見直しに関する中間試案」（2011年12月、<http://www.moj.go.jp/content/000082647.pdf>）p.21、「会社法制の見直しに関する要綱案（案）」（<http://www.moj.go.jp/content/000100819.pdf>）pp.25-26 参照。